

I 令和9年度和歌山県立併設型中学校入学者選考募集要項

和歌山県立併設型中学校（以下「県立中学校」という。）は、併設される高等学校へ接続し、それぞれ特色ある教育課程を編成している。

志望する県立中学校・高等学校の教育方針を十分理解し、6年間を通じて学ぶ意欲がある者を募集する。

1 出願資格

県立中学校に出願することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 和歌山県内の小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校」という。）を令和9年3月卒業見込みの者で、保護者の現住所が和歌山県内にあるもの
- (2) 和歌山県内の義務教育学校前期課程（以下「小学校」に含める。）を令和9年3月修了（以下「卒業」に含める。）見込みの者で、保護者の現住所が和歌山県内にあるもの
- (3) 和歌山県教育委員会が出願を許可した者

2 募集定員

和歌山県立古佐田丘中学校	35 名
和歌山県立向陽中学校	70 名
和歌山県立桐蔭中学校	70 名
和歌山県立日高高等学校附属中学校	35 名
和歌山県立田辺中学校	70 名

3 通学区域

和歌山県内全域とする。

4 出願手続

- (1) 入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、和歌山県電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）にて出願を行うとともに、調査書を志願する県立中学校の校長（以下「県立中学校長」という。）に簡易書留（郵送）により提出すること。ただし、出願は1校のみとする。

ア 電子申請システムによる出願

- ・志願者は、志願する県立中学校のホームページから、必要事項を入力し、出願すること。
- ・志願者の上半身の写真（出願前3か月以内に撮影）をアップロードすること。
- ・選考検査手数料(2,200 円)を、クレジットカード（VISA/Master/JCB/American Express/Diners Club）またはPayPayにより納付すること。
- ・出願期間は、令和9年1月4日（月）から令和9年1月7日（木）までとする。

イ 調査書

- ・志願者が在籍する小学校の校長（以下「小学校長」という。）は、令和9年度和歌山県立併設型中学校調査書作成要領に基づいて調査書を作成し、厳封の上、

志願者に交付すること。

- ・志願者は、厳封された調査書を角形 2 号封筒（「宛名票」を貼付する）に入れ、出願を行った県立中学校長宛てに簡易書留（郵送）により提出すること。
- ・郵送期間は、令和 9 年 1 月 4 日（月）から令和 9 年 1 月 7 日（木）までとする（最終日までの消印有効）。

- (2) 身体に障害がある等やむを得ない理由から、通常の方法により適性検査、作文及び面接を受検することが困難と思われる場合は、あらかじめ小学校長に相談すること。

小学校長は、志願者の状況に基づき、特別措置願を作成し、令和 8 年 11 月 30 日（月）から令和 8 年 12 月 18 日（金）までに、県立中学校長に提出する。

県立中学校長は、提出のあった特別措置願の写しを和歌山県教育委員会教育長に提出し、協議の上、適切な措置を講じることとする。

ただし、緊急の場合はこの限りではなく、県立中学校長に申し出ること。

- (3) 受検票の交付

県立中学校長は、出願を行った志願者の調査書を受理した後、志願者が登録した電子メールアドレス宛てに、「受検票」をインターネットでダウンロードするための URL（web アドレス）を送付する。

なお、志願者は、「受検票」をダウンロードして A 4 サイズの普通紙（白）にカラーで印刷の上、検査当日に持参すること。

- (4) 調査書等の受理

いったん受理した調査書及び選考検査手数料は、返還しない。

5 入学者選考方法等

志願者に対して、適性検査Ⅰ・Ⅱ、作文及び面接を行う。

- (1) 検査内容及び実施方法等

ア 適性検査Ⅰ・Ⅱは、小学校で学んだ基礎的な力に基づき、自然や身近なことからについて、考えたり、まとめたりする。

イ 作文は、与えられたテーマについて自分の考えを 600 字程度にまとめる。

ウ 面接は、一人 5 分程度の個人面接とする。

- (2) 日程及び会場

ア 日程

○令和 9 年 1 月 23 日（土）【適性検査Ⅰ・Ⅱ及び作文】

8 : 3 0	集合
8 : 4 5 ~ 9 : 1 5	点呼・入場・諸注意
9 : 1 5 ~ 1 0 : 0 0	適性検査Ⅰ
1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 1 5	休憩
1 0 : 1 5 ~ 1 1 : 0 0	適性検査Ⅱ
1 1 : 0 0 ~ 1 1 : 1 5	休憩
1 1 : 1 5 ~ 1 2 : 0 0	作文
1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 1 0	諸連絡

○令和9年1月24日（日）【面接】

集合時刻及び面接開始時刻は、受検番号により異なるため、前日の検査終了後に、文書により連絡する。

イ 会場

志 願 校	会 場
県立古佐田丘中学校	県立古佐田丘中学校・橋本高等学校
県立向陽中学校	県立向陽中学校・向陽高等学校
県立桐蔭中学校	県立桐蔭中学校・桐蔭高等学校
県立日高高等学校附属中学校	県立日高高等学校附属中学校・日高高等学校
県立田辺中学校	県立田辺中学校・田辺高等学校

(3) 受検上の留意事項

ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めない。また、選考検査を受けられなかった者に対する選考予備日は設けない。

イ 検査当日は、受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）及び消しゴムを持参すること。なお、鉛筆削り及び腕時計は検査室に持ち込んでもよいが、辞書・電卓・端末等の機能がある腕時計、その他検査に不必要な物の持込みは禁止する。

ウ 検査中、受検票は必ず机の上に置くこと。

エ 面接当日も、受検票を持参すること。

オ 県立古佐田丘中学校、県立田辺中学校を受検する者は、上履きを各自持参すること。

6 入学予定候補者の決定

(1) 選考の原則

県立中学校長は、適性検査Ⅰ・Ⅱ、作文及び面接の結果並びに小学校長が作成した調査書を資料とし、志願者の意欲や適性等を総合的に判断して入学予定候補者を決定する。

(2) 選考に係る資料の評価

ア 適性検査Ⅰ・Ⅱ

適性検査は各100点満点とし、計200点満点とする。

イ 作 文

作文は、50点満点とする。

ウ 面 接

段階的に評価する。

エ 調査書

調査書の「各教科の学習の記録」、「総合的な学習の時間の記録」、「総合所見」等の記載内容を総合的に評価する。

7 選考結果の発表

県立中学校長は、令和9年2月3日（水）15時以降に、志願者が登録した電子メールアドレス宛てに、「選考結果通知書」をインターネットでダウンロードするためのURL（webアドレス）を送付する。

令和9年2月3日(水)中に電子メールが届かない場合は、令和9年2月4日(木)午前9時から正午までに、志願した県立中学校まで問い合わせること。

8 入学予定候補者の手続等

(1) 入学確約書の提出

入学予定候補者の保護者は、入学確約書を次のとおり入学予定の県立中学校長に提出すること。ただし、入学確約書を提出した後の辞退はできない。

期 間	
令和9年2月4日(木)から 令和9年2月8日(月)まで	午前9時から午後4時まで (土曜日及び日曜日を除く。)

なお、郵送する場合は「簡易書留」とし、令和9年2月8日(月)午後4時必着とする。

また、手続期間内に入学確約書の提出がない場合は、入学を辞退したものとみなす。

(2) 入学予定者証明書の交付

県立中学校長は、入学予定候補者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付する。

(3) 市町村教育委員会への届出

入学予定者証明書を交付された入学予定者の保護者は、当該市町村教育委員会に入学予定者証明書の写し及び就学通知書を持参し、県立中学校に就学する旨を速やかに届け出ること。

9 欠員の補充

入学辞退者が生じた場合、県立中学校長は、入学予定候補者とならなかった者の中から、順次入学意思を確認の上、所定の手続を経て入学予定者を決定する。

(1) 実施期間

令和9年2月9日(火)から令和9年2月12日(金)までとする。(国民の祝日を除く。)

(2) 該当者への連絡

欠員補充者に対する入学意思の確認及び手続等については、該当者に電話で直接連絡する方法により行う。

10 入学許可の取消

入学者選考に係る不正の事実が判明したときは、入学許可を取り消す。

11 県外(海外を含む。)からの出願

(1) 出願資格

県立中学校に出願できるのは、令和9年3月に県外の小学校を卒業見込みの者又は令和8年度中に海外において日本の小学校と同等の教育を修了見込みの者で、次のいずれかに該当し、申請の上、和歌山県教育委員会の許可(以下「出願許可」という。)を受けたものとする。

ア 本人及び保護者の住所が和歌山県内にある者

イ 入学する日までに本人及び保護者が和歌山県内に居住することが確実な者

ウ 保護者と和歌山県内に居住することができないことに、特別な事情がある者

(2) 申請・出願手続

ア 出願許可を受けようとする者は、校長の証明印のある県外志願者出願許可願に、現住所の住民票謄本、転勤証明書、建築確認申請書等必要な書類を添えて、令和 8 年 11 月 17 日（火）から令和 8 年 12 月 4 日（金）までに和歌山県教育庁学校教育局義務教育課（以下、「義務教育課」という。）に持参すること。

イ 出願許可を受けた者には、許可願の写しに許可印を押して交付するので、県立中学校長に調査書を提出する際には必ず添付すること。

ウ その他の手続は、県内からの出願手続に準ずる。

(3) 留意事項

ア 県外志願者出願許可願は、保護者又はこれに代わる者が直接持参するものとする。ただし、持参することが難しい場合は、提出方法について義務教育課に問い合わせること。

イ 審査結果の連絡のため、返信用封筒（長形 3 号に宛先を明記し、特定記録郵便で返信のため、320 円分の切手を必ず貼付すること。海外の場合は義務教育課に問い合わせること。）を添付するものとする。

12 検査の得点の情報提供

出願時に、得点の情報提供を希望した者に、次のとおり情報提供を行う。

(1) 情報提供する内容

適性検査Ⅰ・Ⅱ、作文の得点

(2) 情報提供を希望できる者

志願者本人

(3) 情報提供の方法

情報提供の希望を受けた県立中学校長は、選考結果通知書に検査の得点を付して提供する。